

入札公告

(事後審査方式)(入札説明書を兼ねる)

行政庁舎電気温水ボイラほか改修工事建設工事に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6第1項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札後に行うものです。

令和7年11月28日

群馬県

契約担当者 群馬県知事 山本 一太

記

1 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県総務部財産有効活用課県庁舎保全係 電話027-226-2126

2 工事の内容

(1)工 事 名

行政庁舎電気温水ボイラほか改修工事

(2)工事場所

前橋市大手町一丁目 地内

(3)工事概要

行政庁舎の電気温水ボイラ及び補機類の更新工事

- ・電気温水ボイラ 4台
- ・ラインポンプ 5台
- ・密閉型膨張タンク 3台
- ・電気温水器撤去 1台
- ・試験調整、産廃処分 一式

(4)工事詳細

別冊図面及び仕様書のとおり

(5)工期

着工 契約日翌日 ～ 完成 令和8年7月24日

3 入札参加形態

単体による参加

4 入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1)自治令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(3)群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

(4)群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。

(5)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)

(6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

~~(7)この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。~~

(8)この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第7条第1項に抵触しない。

① 資本関係

ア 親会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。(子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が継続中である会社を除く。以下同じ。)

イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

② 人的関係

ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ロ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ハ)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(ニ)組合の理事

(ホ)その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

9 又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(9)群馬県の令和 6・7 年度建設工事入札参加資格者名簿における管工事の総合数値が 850 点以上の者であること。

~~(10)建設業法に基づく管工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。~~

~~(11)この公告の工事と同種の工事である管工事を群馬県内で施工した実績を有する者であること。
ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。~~

~~ア 元請として施工し、平成 27 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完成引渡しを完了していること。~~

~~イ 共同企業体の構成員にあつては、出資比率が 20%以上のものに限る。~~

~~ウ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した建設工事であること。~~

~~エ 国、特殊法人等又は地方公共団体が事業主体となって委託発注した工事であること。~~

~~オ 地方公共団体が設立した地方道路公社が発注した工事又は委託発注した工事であること。~~

~~(12)この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。~~

~~ア 一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。~~

~~イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。~~

~~ウ 入札参加資格の確認申請前において、3 か月以上継続して雇用している者であること。~~

~~エ 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完成引渡しを完了した、この公告の工事と同種の工事である管工事の経験を有する者であること。~~

(13)前橋土木事務所管内、渋川土木事務所管内、中之条土木事務所管内及び沼田土木事務所管内に、建設業法に基づき設置された本店があること。

5 設計業務等の受託者

~~(1)この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。~~

~~(2)この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、
が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。~~

6 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)

(1)申請書及び資料は、令和 7 年 1 月 28 日(金)から令和 7 年 1 月 29 日(金)までに、ぐんま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により提出すること。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

(2)申請書及び資料を提出した者には電子入札システムにより入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。

(3) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(別記様式1)

イ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し

~~ウ 同種の工事の施工実績(別記様式2)~~

~~この公告における入札参加資格を確認できる工事の施工実績1件を記載すること。~~

~~エ 監理技術者等の資格・工事経験(別記様式3)~~

~~ア) この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格、同種の工事の工事経験1件及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。~~

~~イ) 配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験1件及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。~~

~~オ ウ及びエを補足するための資料~~

~~カ 工事請負契約書の写し~~

~~一般財団法人 日本建設情報総合センターが行うコリンズ(工事実績情報サービス)にウ及エに記載する工事を登録していないときに提出すること。~~

(5) 配置予定技術者

~~ア 同一の技術者の配置を予定する他の工事を落札したときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。~~

~~イ 他の工事を落札したことにより技術者を配置することができないにもかかわらず、入札したときは指名停止を行うことがある。~~

~~ウ 配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者の配置を予定することができる。~~

(6) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書又は資料の再提出を求めることがある。

(8) 申請書及び資料は返却しない。

7 入札参加資格がないと認めた理由

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(別記様式4)により説明を求めることができる。

ア 提出期間 通知を行った日の翌日から起算して5日(群馬県の休日を含めない。)以内

午前9時から午後4時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。

イ 提出場所 群馬県総務部財産有効活用課県庁舎保全係

(2) 説明を求められたときは、申し立て受付最終日の翌日から起算して5日(群馬県の休日を含めない。)以内に説明を求めた者に対して書面(別記様式5)により回答する。

8 別冊図面、仕様書以外の詳細図面、仕様書(金額抜き設計書)及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)

(1) 設計図書等は、令和7年11月28日(金)から令和7年12月23日(火)まで電子入札システ

ムにより閲覧できる。

- (2) 設計図書等に係る質問は、令和7年11月28日(金)から令和7年12月5日(金)までの午前9時から午後4時までに、電子入札システムにより、別記様式6(以下「質問・回答書」という。)を申請書と同じアップロード先に提出し、説明要求機能は使用しないこと。また、提出後にその旨を電話連絡すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

- (3) 設計図書等に係る質問があったときは、令和7年12月12日(金)までに質問・回答書により回答する。

- (4) 設計図書等に係る質問の回答は、令和7年12月12日(金)から令和7年12月23日(火)まで電子入札システムにより閲覧できる。

9 現場説明会

行わない。

10 入札方法等

- (1) この入札は、電子入札システムにより行う。

- (2) 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札書の引き換え又は変更は認めない。

- (4) 入札執行回数は原則として2回までとする。

11 入札手続等

- (1) 入札開始日時

令和7年12月19日(金)午前9時

- (2) 入札書及び工事費内訳書提出締切日時

令和7年12月23日(火)午後4時

- (3) 工事費内訳書開封予定日時

令和7年12月23日(火)午後4時1分

- (4) 開札予定日時

令和7年12月24日(水)午前10時00分

- (5) この入札は、電子入札システムにより行う。

12 入札保証金

免除

13 契約保証

契約保証については、次のなかから受注者が選択するものとする。

- (1) 契約保証金の納付

- (2) 金銭保証人(金融機関又は保証事業会社の保証)

- (3) 履行保証保険

(4) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合10%以上）

(5) 利付国債もしくは地方債

14 工事費内訳書

(1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。

(2) 入札参加者は、契約担当者が電子入札システムに添付した「工事費内訳書の作成例及び工事費内訳書の提出における留意点について」を確認のうえ、同システムに併せて添付した工事費内訳書の所要欄に入力し、契約担当者が指定する日時までにエクセルファイルにより提出すること。

(3) 工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。

(4) 工事費内訳書は返却しない。

15 開札

(1) 開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

16 入札の無効

(1) 入札参加資格がない者が行った入札

(2) 入札に係る不正行為を行った者による入札

(3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札

(4) 同一の者が行った複数の入札

(5) ICカードの不正使用により行った入札

(6) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札

(7) 工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき

(8) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき

(9) その他入札に関する条件に違反したとき

(10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

~~17 一抜け方式の採用~~

~~本工事は同種工事に係る入札で同時発注を行うことから、あらかじめ落札決定順位を定め、落札決定順位上位の工事から落札者を決定する一抜け方式を採用する。~~

~~落札者となった者の当該落札者決定順位の次順位以降の工事の入札書は無効とする。~~

18 落札者の決定方法

(1) 群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者が二人以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(3) この入札は低入札価格調査制度を適用する。

(4) 調査基準価格を下回る入札をしたときは低入札価格調査(以下「低入調査」という。)を実施したうえで落札者を決定する。

(5) 低入調査の対象となった者は低入調査の実施に協力すること。

(6) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。

(7) 低入調査の対象となった者が、この工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、落札者とししない。

(8) 低入調査の対象となった者を落札者としなないときは、有効な入札を行った最低価格が次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。

(9) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。

(10) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。

(11) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

19 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請け負い契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式 7）。

20 工事請負契約書

建設工事請負契約書（群馬県建設工事執行規程別記様式第 6 号）により作成すること。

21 支払条件

(1) 前払金

請負代金の 40%以内

(2) 中間前払金

1 回

(3) 部分払の回数

3 回以内（請負代金が 1,000 万円を超えるもの）

中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を 1 回減じる。

(4) 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

22 火災保険を付することの要否

要

23 この工事に密接な関連がある他の工事

この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

24 審査請求

(1) 入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。

(2) 審査請求先は、群馬県総務部財産有効活用課県庁舎保全係とする。

25 建設工事に関する諸規程

建設工事に関する諸規程は、群馬県ホームページにおいて閲覧できる。

URL : <https://www.pref.gunma.jp/06/h0910006.html>

26 その他

(1) 入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。

(2) 虚偽の申請書及び資料を提出した者には、指名停止を行うことがある。

(3) 契約担当者は、落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。

(4) この説明書は、本件に係る手続以外の目的に使用してはならない。

(5) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

- ~~（６）落札者は、この公告で指定した工事開始期限日以前において契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間において契約工期の終期日を自由に設定することができる。~~
- ~~（７）落札者が工事開始期限日以前において契約工期の始期日を設定したときは、工事請負契約を締結したときから契約工期の始期日の前日までの期間における現場代理人及び監理技術者又は主任技術者の配置を求めない。~~
- ~~（８）契約締結日から契約工期の始期日の前日までの現場管理は、契約担当者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。~~
- ~~（９）建設工事請負契約約款第３４条第１項に規定する前金払は、契約工期の始期日以降に請求することができる。~~
- ~~（１０）フレックス工期による契約方式によるときは、工事請負契約約款第３４条第１項に次のただし書きを加える。ただし、フレックス工期による契約方式における前払金の請求は、契約工期（フレックス工期による契約方式の実施要領第２条第５号に定める期間をいう。）の始期日以降とする。~~
- ~~（１１）この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式の試行工事である。~~
- （１２）受注者は、契約締結後において設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について契約担当者に提案することができる。
- （１３）契約担当者は、提案を適正と認めたときは設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは請負代金額の変更を行う。詳細は特記仕様書による。